

# 伊澤新右衛門家文書

伊澤新右衛門家は、石橋宿で代々問屋兼名主を務めた家柄です。近世の石橋宿は日光街道の宿駅であり、また、慶応四年（一八六八）には知県事役所が置かれるなど、歴史上重要な役割を担った場所でした。

伊澤家文書には、姻戚の間柄にある、増淵家文書七四点（目録番号六八〇から七五三まで）が含まれていますので、伊澤家文書の実点数は九八九点ですが、そのうちほぼ九割が近世文書、残りが明治期の近代文書で、これらは『石橋町史』史料編に数多く収録されています。

近世文書には、寛永・承応期（一七世紀前・中期）の検地帳のほか、年貢割付、皆済目録なども注目され

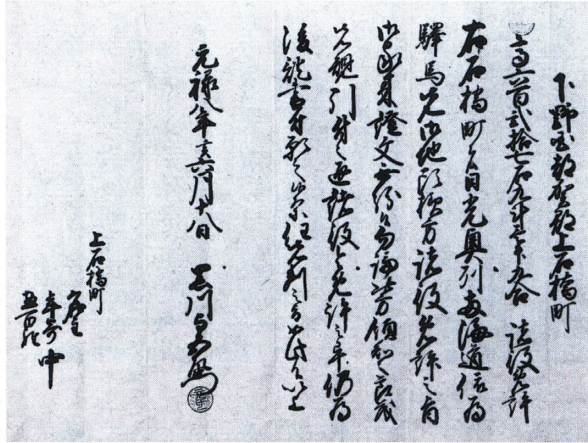


写真1 下野国石橋町諸役免許達状 (43)

ますが、「上石橋町諸役免許達状」(写真1)は、代官領から壬生藩領に支配替になった際、先規にならって諸役が免許されたもので、元禄八年(二六九五)となっていますが、このほか貞享・元禄期の文書は一七〇点を数えます。その多くは江戸廻米関係で、「指上ヶ申手形之事」(写真2)は、川岸問屋から石橋陣屋代官雨宮勘兵衛宛に差し出された御城米運送の廻米手形で、貞享五年(一六八八)のものです。

伊澤家は問屋兼名主のほか、日光社参など大通行の折には、控本陣としての役割も果たしました。「御披露申上候御事」は、殿様入国に際し、宿舎を伊澤内之丞方に変更を願った文書ですが、そこでは「御本陣伊澤新右衛門」となっています。

明治期の文書のうちでは、栃木町に造営された県庁の、「県庁及び官舎配置図」がよく知られていました

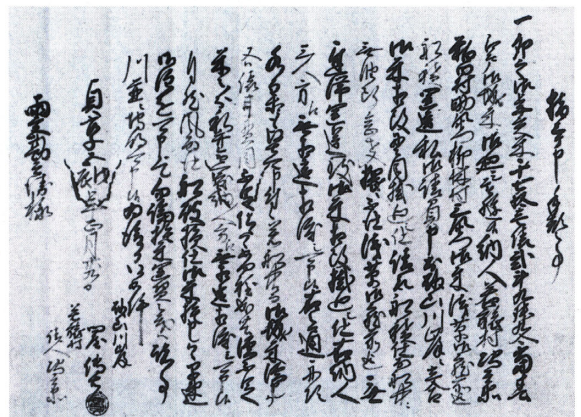


写真2 指上ヶ申手形之事 (107)

が、最近、伊澤家から新たに慶応四年の「鍋島知県事論達」(写真3)、「同口達之覚」、「下総野鎮撫府執事旨達」の三点が発見され追加寄託されました。これらの史料は、「御用留」や「役用日記」に写されたものが知られていましたが、独立した文書としては、小山市延島の添野家文書に次いで二例目です。

慶応四年辰八月は、石橋宿開雲寺に知県事役所が開かれた時であり、論達は真岡代官領村下の本陣でなされたらしいこと、文書の用紙や書風も堂々として、抬頭式や欠画字など書式にのっとっていることなど、これが論達の際の原文である可能性も

高く、鍋島知県事最初の施政方針として、本県近代の幕開けを告げる第一級の史料と言っても過言ではないでしょう。(石川 健)

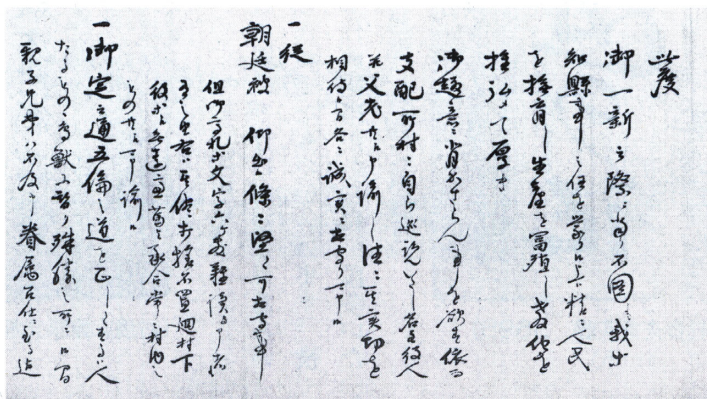


写真3 鍋島知県事論達 (イ310)

※抬頭  
写真3中の「朝廷」のように、普通の行よりも高く上に出して書くことで、最高の敬意が表されています。

※欠画  
天皇や貴人の名の漢字を書く時、その漢字の字画を欠くことで、「論達」では、孝明天皇の御諱統仁をはばかって「統」を「紘」と書いています。